

## 奈良県告示第三百四十一号

高病原性鳥インフルエンザのまん延防止のため、奈良県家畜伝染病まん延防止規則（昭和二十六年十月奈良県規則第五十二号）第二条の規定により、当分の間、次のとおり家畜及びその死体並びに物品の移動を禁止する。

令和三年一月二十一日

奈良県知事 荒井正吾

### 一 移動を禁止する家畜の種類

あひる

### 二 移動を禁止する物品

高病原性鳥インフルエンザの病原体をひろげるおそれがある物品

### 三 移動を禁止する区域

家畜防疫員が家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第十四条第三項

の規定により家畜を移動させてはならない旨を指示した農場